

令和3年度 第1回 大阪市行政不服審査会 会議録

1 日 時 令和3年5月11日（火曜日） 午後1時～午後2時20分

2 場 所 Microsoft Teams によるウェブ会議

3 出席者（委員）

井上武史委員、海道俊明委員、北川豊委員、榎原和穂委員（会長）、
櫻井多美委員、永井秀人委員（会長代理）、野村宏子委員、

畠田健治委員、平松亜矢子委員、森本勝志委員、吉岡奈美委員
(事務局)

総務局：巽行政部長、大塚行政不服審査担当課長、白子担当係長、伊藤係員

財政局：中村税務不服審査担当課長、坂本担当係長

4 議題

- (1) 委員の紹介
- (2) 部会の構成
- (3) その他（報告事項、審査会運営に係る意見交換）

5 会議内容

○白子担当係長

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

大阪市行政不服審査会事務局の総務局行政部行政課の白子です。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の運営方法について、説明させていただきます。本審査会は、ウェブ会議の方法での開催のため、会議の公開は、大阪市行政不服審査会運営要領第24条の3に基づき、指定した場所においてインターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行わせていただきます。具体的には、本庁舎P1会議室を視聴場所として開放し、映像及び音声を流しています。

視聴中の遵守事項については、「危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。」等運営要領第24条の9のとおりであり、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為を防ぐ趣旨です。なお、「写真撮影、録画及び録音」については、他の視聴者の視聴の妨げとなることはなく、また、会議の進行に影響を及ぼすこともないことから、禁止はされていません。また、本審査会の記録を作成及び公開する必要上、事務局にて録音及びTeams画面の録画をさせていただきます。当該録音・録画データについては、情報公開請求の対象となりますので、その点ご了承いただければと思います。

委員の皆様におかれましては、誰が話しているのかを明確にするため、発言されない間は画面上のマイクボタンを「オフ」にしていただき、発言がある場合は手のひらマークの挙手ボタンを押していただき、挙手ボタンがない場合はマイクを「オン」にして挙手いただければと思います。その後、会長等に指名されてから発言していただきますようお願いします。

事務局からは、以上です。

(1) 委員の紹介

○榎原会長

大阪市行政不服審査会会長の榎原と申します。よろしくお願ひいたします。

簡単な自己紹介になりますが、私は、西宮市の開発審査会の委員を一番最初にさせていただいて、その後、吹田市の行政不服審査会の委員をさせていただき、大阪市の行政不服審査会委員をさせていただいております。行政に関する仕事としては、芦屋市で水道事業経営審議会の仕事も今年から始める予定です。至らぬところもあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、自己紹介を兼ねまして皆様のご本人確認と映像及び音声に問題がないかの確認をさせていただきます。委員の皆様のお名前をお呼びさせていただきますので、マイクをオンにして、お返事及び一言いただければと思います。よろしいでしょうか。

○榎原会長

まず、井上委員お願いします。

○井上委員

井上武史です。関西学院大学の法科大学院で憲法を教えてています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○榎原会長

海道委員お願いします。

○海道委員

海道です。関西大学法科大学院で行政法を担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○榎原会長

北川委員お願いします。

○北川委員

総務第1部会の委員北川豊です。職業は弁護士で、大阪弁護士会に所属しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○榎原会長

永井委員お願いします。

○永井委員

永井秀人と申します。税務第2部会に所属しております。職業は弁護士で、大阪弁護士会に所属しております。よろしくお願ひいたします。

○榎原会長

野村委員お願いします。

○野村委員

税理士をしております野村と申します。よろしくお願ひいたします。大阪市内で税理士事務所を開業しております。近畿税理士会所属です。よろしくお願ひいたします。

○榎原会長

森本委員お願いします。

○森本委員

税理士の森本です。今期から委員をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○榎原会長

吉岡委員お願いします。

○吉岡委員

税理士の吉岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○榎原会長

畠田委員お願いします。

○畠田委員

畠田です。大阪で弁護士をやっております。所属は総務第2部会です。よろしくお願ひいたします。

○白子担当係長

平松先生、一言自己紹介をお願いします。

○平松委員

弁護士の平松です。税務部会で2年目になります。よろしくお願ひいたします。

○白子担当係長

櫻井先生、聞こえてますでしょうか。

○櫻井委員

大丈夫です。

○白子担当係長

それでは、事務局で確認させていただいた限り、委員の皆様全委員ご参加いただけている状況ですの

で、引き続き会長よろしくお願ひいたします。

○榊原会長

皆様ご協力ありがとうございました。本人確認と映像及び音声に問題がないことが確認できましたので、大阪市行政不服審査会を始めさせていただきます。

なお、本日、所要のため欠席となっておりますが、常谷委員を加えて全員で12名となります。

出席者は11名であり、審査会の定足数である「半数以上」を満たしていますので、ただ今から令和3年度 第1回 行政不服審査会を開催いたします。

まず、本日の議事次第等について、事務局よりご説明お願ひいたします。

○白子担当係長

それでは、私の方から説明させていただきます。

まず、説明用の資料につきましては、Teams の共有機能を使い、画面に映し出す形で進めさせていただきたいと思います。なお、本日の資料一式については、委員の皆様には事前にメール送付を、ご視聴いただいている市民等の皆様には机上に配付させていただいておりますので、それぞれご確認いただければと思います。

それでは、議事次第を表示しますので、画面をご覧ください。

(「議事次第」を表示)

まず、「1 委員の紹介」は既に行わせていただいたとおりです。

次に、「2 部会の構成」について決議いただきたいと思います。

さらに、「3 その他（報告事項）」として、事務局より本審査会が設置された平成28年5月から令和3年4月28日までの大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数についてご説明させていただきます。

その後、「3 その他（審査会運営に係る意見交換）」として、事前にご案内させていただいた課題について、委員間での意見交換をお願いできればと思います。

私からは以上です。会長よろしくお願ひいたします。

(2) 部会の構成

○榊原会長

それでは、部会の構成に入らせていただきます。今回新たに1名の委員をお迎えすることになりましたので、「部会の構成」について、審議したいと存じます。

大阪市行政不服審査法施行条例第9条第1項の規定により、「審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、法第81条第1項に規定する事項を処理させることができる」とされています。

そこで、体制案について、私よりご提案させていただきます。事務局は画面への表示をお願いします。

(「資料2 大阪市行政不服審査会の体制案」を表示)

今回、従前からの委員の所属部会はそのままで、新規に委員となられた森本委員につきましては、表の黄色で塗らせていただいたとおりご所属いただく案をお示しさせていただきます。

ご質問等、ございますか。

なお、ご質問等ある方は、挙手ボタンにて挙手をお願いします。
(質問等なし)

○榎原会長

それでは、「2 部会の構成」について、決議させていただきます。これから、順番にお声がけをさせていただきますので、マイクをオンにして賛否の表明をお願いします。

○榎原会長

井上委員お願いします。

○井上委員

賛成いたします。

○榎原会長

海道委員お願いします。

○海道委員

異存ございません。

○榎原会長

北川委員お願いします。

○北川委員

賛成いたします。

○榎原会長

櫻井委員お願いします。

○櫻井委員

賛成いたします。

○榎原会長

永井委員お願いします。

○永井委員

賛成いたします。

○榎原会長

野村委員お願いします。

○野村委員

賛成いたします。

○榎原会長

畠田委員お願いします。

○畠田委員

賛成します。

○榎原会長

平松委員お願いします。

○平松委員

賛成します。

○榎原会長

森本委員お願いします。

○森本委員

はい。よろしくお願ひいたします。

○榎原会長

吉岡委員お願いします。

○吉岡委員

賛成いたします。

○榎原会長

ありがとうございます。全委員の賛成を確認できましたので、当審査会は、今後、今回ご決議いただいた体制で調査審議を進めてまいりたいと思います。

(3) 報告事項

○榎原会長

次に、大阪市行政不服審査会の調査審議状況及び認容答申の概要について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○自子担当係長

それでは、事務局からご報告させていただきます。

画面をご覧ください。

(「資料3 大阪市行政不服審査会の諮詢・答申件数」を表示)

まず、大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数についてご説明させていただきます。平成 28 年度 5 月の審査会発足以降、この 4 月 28 日までの約 5 年間で、総務部会が 39 件の諮問に対し 32 件の答申、取下げ 3 件、税務部会が 52 件の諮問に対し 49 件の答申、取下げ 3 件で、審査会全体では、計 91 件の諮問に対し 81 件の答申、取下げ 6 件です。なお、4 月 28 日現在、総務部会にて 4 件が継続審議となっています。なお、直近で 1 件答申がありましたので、4 月 28 日現在とさせていただいております。

質問件数の年度ごとの傾向としては、平成 28 年度は 9 件、平成 29 年度は 27 件、平成 30 年度は 23 件、令和元年度は 16 件、令和 2 年度は 16 件です。なお、平成 28 年度の件数が少ないのは、改正行政不服審査法の施行が平成 28 年であり、同改正により、行政不服審査会への質問が導入され、平成 28 年度以降になされた処分から、同法が適用されることとなったためです。つまり、一番早くて、平成 28 年 4 月 1 日になされた処分に対する審査請求が対象であり、質問に至るまでに通常 3 か月から半年程度を要することから、28 年度については必然的に少なくなる次第です。

なお、大阪市行政不服審査会に諮問されない事件も含めて、大阪市長に対する審査請求の件数については、平成28年度157件、平成29年度124件、平成30年度253件、令和元年度296件になります。諮問件数と連動していないのは、大阪市行政不服審査会に諮問されない審査請求も多く、その代表例である情報公開請求や個人情報開示請求に係る審査請求については、年度により大きなばらつきがあり、また、それらは、それぞれ、情報公開審査会、個人情報保護審議会に諮問されるためです。

次に、資料4についてご説明させていただきます。

(「資料4 大阪市行政不服審査会における認容答申の概要」を表示)

前述のとおり、これまでのところ、91 件の答申をお出し頂いているところですが、そのうち 12 件について認容あるいは一部認容答申を頂いております。概要は、資料 4 のとおりですので、ご参照いただければと思います。なお、その他のものも含めて、全答申につきましては、大阪市 HP 及び行政不服審査裁決・答申データベースに掲載しておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

事務局からの報告は以上です。なお、個別の事件の詳細につきまして、ご質問等ございましたら、後日、部会が開催される際にご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。会長よろしくお願ひいたします。

(4) 審査会運営に係る意見交換

○榊原会長

それでは、本日4つ目の議題に入らせていただきます。

最後に、審査会運営について意見交換を行いたいと思います。

この意見交換でいただきましたご意見については、事務局において集約をしていただき、今後の審査会運営に係る検討の参考としたいと思います。

なお、冒頭で事務局より説明がありましたとおり、本会議は公開で実施しておりますので、発言される際には、個人情報や過去の個別の審議案件の内容に関する事項などについては避けいただきながら

ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、まず、意見交換を行う2つのテーマについて、事務局より説明をしてもらいたいと思います。

○伊藤係員

事務局の伊藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の方から本日のテーマについて2つご説明させていただきます。

まず、「テーマ1 大阪市行政不服審査会における答申の在り方について」ですが、答申は、行政庁からの諮問に応えることを直接の任務とし、諮問を行う審査庁に対して意見を述べるという点に答申の特質があるといわれておりますが、行政不服審査法（以下「行審法」といいます）の規定からは、審査庁は、裁決の結論（原則棄却）の妥当性について諮問をしているといえます。

行審法42条、同43条から、答申は審査庁に対してなされるものでありますから答申の名宛人は審査庁であるといえると考えております。

現在、総務部会、税務部会では概ねその答申内容の構成は同一でありますところ、諮問時の資料においては審査庁からの諮問に際しての意見を徴してはおりますが、答申の構成としては審理員意見書の引用を踏まえつつ、諮問に際しての審査庁意見に対しての判断を記載するのではなく、審査請求に対する判断を示す形で答申を行っております。

一方、国の行政不服審査会における答申や一部の他の自治体における答申の中には、諮問に際しての審査庁意見を示したうえで、それに対する応答として構成することで、審査請求に係る諮問に際しての審査庁の意見に対する判断である点を重視しているものも散見されるところです。

また、総務部会の調査審議においては、答申の在り方についての議論があったことからも、本会における答申の在り方について、今後の検討の必要性が少なからずあると考えております。

そこで、大阪市行政不服審査会における答申の在り方について今後検討を進めていくにあたり、ご意見を賜りたく思います。

テーマ2については、「審査庁説明に係る説明要旨、処分庁陳述に係る陳述要旨の提出について」です。

本会では、行審法第81条第3項において準用する第74条の規定に基づき、調査審議の回次において、処分庁に口頭で陳述を求め、審査庁に口頭で説明を求め、部会の場において処分庁、審査庁が直接口頭で説明等を行い、その後委員との質疑応答を実施する方法を採用するがあります。総務部会においては、処分類型の種類が多いことから、処分の内容や関係する制度の把握をする目的で、ほぼ全件の事件で実施しております。

なお、この方法を本市の行政不服審査会において導入した経緯でございますが、新行審法が施行された後の本市の最初の総務部会の審議において、事案の説明のために審査庁説明を求めましたところ、その際に、委員からの処分に係る質問に対して審査庁の回答が十分ではないということがあったことから、審査庁のみではなく処分庁にもあわせて陳述を求めるようになったものであります。

このような方法は行審法に必ず実施しなければならないという規定があるわけではないため例外的な方法ではありますが、制度や処分に係る詳細な事実関係が事件記録のみでは判然としない場合もあり得るなかで、正確に制度や処分に係る詳細な事実関係を審査会が把握した上で、調査審議を実施する目

的で現在でも実施しているものであります。

このような方法により審査庁説明、処分庁陳述を実施しておるところですが、案件によっては説明のみでも長時間になる場合があり、委員より長時間の口頭の説明等だけでは、説明の内容を全て把握できないのではないかという指摘を受けているところでございます。

そこで、審査庁の説明及び処分庁の陳述の内容については事前に委員も把握できるようにし、その上で、口頭による説明等を必要最小限にしたうえで、部会の場における質疑応答により多くの時間を割り振ることで調査審議の充実を図る目的で、審査庁の説明及び処分庁の陳述においては、事前に説明要旨及び陳述要旨の提出を求める仕組みとすることについて、ご意見を賜りたく思います。

なお、事前にご提供いただいた本テーマに関するご意見の一部について、別途取りまとめた資料も作成いたしましたので、意見交換の際に参考にしていただけたらと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○榊原会長

それでは、まず、テーマ1から意見交換を行いたいと思います。

テーマ1の意見交換におきましては、大きく2つの視点からみていくことが考えられると思います。

例えば、答申の在り方として、①審査対象は、「審理員意見書の結論及び理由付け」とし、審査庁の意見や審査請求人の意見は審査会で聴取したうえで、審査請求の適否を判断するというもの、もう一つの考え方としては、②審査対象は「諮問時に審査庁の意見を付させたうえで審査庁の意見の結論及び理由付け」とし、審査庁意見の適否を判断するとする答申のあり方です。もちろん、それ以外の考え方もあるかと思いますので、いろんな視点を考えていきたいと思います。皆様、ご意見いかがでしょうか。

○平松委員

答申の対象については、法文上はつきりしない書き方となっており、その結果、現状、国や他の自治体でばらばらの状況が生じていると思われます。個人的には、不服審査の中での審理のあり方としては、審査庁の判断について覆審的に審査するというよりは、審査庁が気付いていない論点等、審査会は調査権限も有していることから、審査会としての審査請求の対象を示す現状のやり方でよいと思います。

○榊原会長

今の平松委員のご意見に対して他の委員の方々ご意見お願いできますか。

○海道委員

平松先生のおっしゃられたとおり、法文上定まっていないので、解釈の余地があると思います。形式的には、主文をどう書くかの問題です。答申という文言からは、審査庁の意見に対するとする方が素直かもしれないが、実際には、国の書式や大阪市の書式を見ても、結局は、原処分の違法性や不当性を見ざるを得ないと思います。そうであれば、実質はほぼ変わらないのではと思います。これも、平松先生がおっしゃられたとおり、審査会は職権でいろいろ調べることができるので、私は、結論としては平松委員と同じです。審査庁の争点整理は不十分なところが散見され、審査庁の意見をベースに答申を書くとなると、審査庁の意見で漏れているところや足りていないところがあると、実務的に、事務局が答申

を起案する際に難しいことになる気がします。そうであれば、審査請求の当否とした方が素直であると思います。あと、読み手をどこに置くかというと、現在、市民を念頭に置いて答申を書いており、答申が市民にとってわかりやすくなっています。今後も、審査請求の当否を対象にすると、市民にとってのわかりやすさは、事務局が替わっても担保されやすいです。仮に、審査庁の判断の当否とすると、答申が言葉足らずになったり、専門用語を多用することも、ならないとは思うが、なる余地があり、審査請求の当否とする方がわかりやすいと思った次第です。

○榊原会長

海道委員ありがとうございます。他の委員の方々もご意見ございますか。今のところ出ている意見は、違法性・不当性の全体を見ると言うことと、読み手の市民を意識して審査請求の当否というスタイルを保ったほうがよいとの意見です。他の意見や同じ意見ということで他の委員の方々もご意見いただければと思います。

○井上委員

先生方のご意見はごもっともと思います。また、法律上明らかでないという点も私もその通りであると考えています。昨年度、事件の特殊性があったと思うが、私が経験した事件でいうと、たくさん請求があった場合に、一から調べてその当否を判断していくのは、たいへんというか労力がいります。なにより、私のことだが、審査の能力が不足していると思います。よって、原処分がどうかというのは、能力的に難しいとの実感があります。よって、国のやり方のように審査庁の判断が妥当かどうかを判断するのも一案だと思います。原処分から考えるのであれば、それ相応の体制整備が必要であると思います。

○榊原会長

新しい意見としては、審査会の審査能力という点が出てきています。能力的に難しいとの意見です。その点に関連して、争点整理の点について述べると、私も審査庁から出てきた争点整理に拘泥せず、一から争点を見直す役割も審査会にあるのではと考えます。ただ、ベースは審査庁の争点整理だと思うので、あがってきた争点整理をベースに足りない争点を補うのか、あるいは、補うところまでは、審査会の能力的に難しいと考えるのか、その中間をとるのかというところになると思います。様々皆さん考えがあるので、是非ご意見を出していただければと思います。

○海道委員

次のテーマ2でも出てくるが、今、争点整理の点をご指摘いただきましたが、私個人としては、審査庁・処分庁の説明を聞き、それを事前に紙でいただくかどうかがテーマ2であるが、その後に、部会メンバーで議論し、審査会なりの争点表を作った方がよいと思います。その際のベースは、審理員・審査庁が作った争点表になると思いますが、そこに補充していくという作業をみんなでしておいた方が、そのあとで審理が効率的になる気がします。

○榊原会長

他の委員の先生方もお願いします。

○永井委員

先ほど来問題となっているのは、答申の書き方と争点整理のあり方ですが、総務部会と税務部会で違いといふか温度差といふか、問題意識のあり方に違いがあると思いますが、税務部会でこれまで携わった経験で申し上げると、審理員・審査庁の争点整理に不十分な点がある場合があったと思います。その場合には、部会で争点整理をし直して、審査請求人の主張も整理し直して、主張を組み替えて、答申案を作成しています。事務局に手伝っていただく際にも、ある程度委員の方で、こういう形で争点を整理するので、こういう形で答申案をつくってくださいというようにしているところです。なので、私個人としては、審査能力に限界があるかもしれないが、なるべく審査会ができるところはやってあげるべきだと思います。

○榊原会長

たしかに、税務部会と総務部会で少し違うところがあるとお聞きするので、税務部会委員と総務部会委員で感じ方も違うと思いますが、それぞれの部会でどういう風にやっているということがあれば、お話をいただければと思います。

○畠田委員

何が審理の対象になるのかと審査会の役割がどれだけリンクしているかよくわかりませんが、この制度自体が違法・不当な処分から国民の権利利益を救済するということからすれば、やはり、審査会での争点の組み直しも含めた審査請求そのものを対象とするのが法の趣旨かと思います。

○榊原会長

他の委員の方々もご意見ございますか。

○永井委員

先ほど、読み手のことを考えるとのご発言があったかと思いますが、読み手は市民だと考えると、私の部会ではなく、平松委員の部会などで付言を付けた答申を出されたことがあったかと思いますが、付言をつけるというのはよい取組みだと思うので付言させていただきます。

○榊原会長

付言については、総務部会でも付言を付したことが何回かあったかと思います。様々意見があろうかと思いますが、何かこの機会に意見をまとめて結論を出そうということではないので、何か感じられたことについて、意見を出してもらえればと思います。答申については、たしかに、法律に規定がないのでいろいろ意見が出てきますし、そもそも制度趣旨からすると、審理員は審査庁の職員なので、我々の審査会は第三者機関として、裁決の客観性や公正性を守ろうという法の建付けだと思いますので、それさえ外さなければ、いろいろな考え方やあり方が出てくると思いますので、まだ意見をおっしゃっておられない先生がおられればご意見お願いします。

○榎原会長

事前にご意見いただいた海道委員・井上委員において、今までの意見で付け加えたい点はないでしょうか。

○海道委員

永井委員に付言について補足いただいた点もまったく同意見で、審査庁に対しては付言でより強くメッセージを出していくべきと考えます。答申書の主文と理由については、読み手を市民に置いておいた方が読みやすいと思います。私の方は以上で大丈夫です。

○井上委員

私の方は特に付け加えることはありません。

○榎原会長

ありがとうございます。他のみなさまいかがでしょうか。このテーマについてご意見ないようでしたら、次のテーマに進めさせていただき、このテーマについて、追加でご意見があれば、部会の際にお伝えいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、テーマ2の意見交換を行いたいと思います。ご意見お持ちの方から是非お願いいいたします。

○榎原会長

テーマ2について、皆様にご意見をいただく前に、私の他の自治体の審査会での経験を紹介させていただきますと、大阪市の総務部会と同じく、当たり前のように、審議の前に審査庁・処分庁の説明の機会をいたしました。たしかに、長い時間を取りられると感じることがありますが、処分庁の方がどのような考え方で運用を行っているかを聞くいい機会となっており、たいへん助かっています。税務部会の方では、必ずしもこの機会がないとお聞きしていますが、税務部会の先生いかがですか。

○永井委員

たしかに、税務部会でこういう取組みをした経験はありません。仮にあったら有益なのかという観点からいいますと、あまり有益なのかどうかも正直わかりません。行政側としての立場を縷々説明されても、私どもとしても、理解には資するかもしれません、それが劇的に効果を果たすかは疑問です。むしろ、税務関係という事案の性質上、比較的書面審査でも事足りると思います。

○平松委員

私たちも、原則、主張の説明とかを処分庁ないし審査庁の職員から直接受けることがありませんので、基本的に書面審議です。ただ、具体的に当時処分するに至った経緯について、処分庁の担当者に、これはどちらかというと、証拠の確認としての質問調査を実施したことはあります。それが、先ほど永井先生がおっしゃった不当について言及した判断につながっているのですが、当時どういった経過があったのかが書面上現れてこない部分については、直接確認する必要がでてきます。それ以外の主張部分につ

いては、どちらかというと、それを一方当事者からだけ補足の説明を受けるというのは、むしろアンフェアじやないかと感じました。それが常態的に行われていることがむしろびっくりです。

○榎原会長

ありがとうございました。平松委員がおっしゃっている調査権限を発動するというのは、タイミング的には、諮問があがってきてどのくらいのタイミングとなるのですか。

○平松委員

基本書面審査でやるつもりでしたので、2・3回当時の記録がないかを確認しましたが、なかなか当時の資料が、ちょこちょこ出てきて、その資料に基づいてまた求めてというのを2回くらい繰り返し、直接当時の方に出てきていただき、話を聞けるのであればそれがいいとなって、部会のみなさんで意見が一致して、来ていただくこととなりました。

○榎原会長

ありがとうございます。税務部会と総務部会でなかなかやり方が違うのかもしれないですね。総務部会の話で、昨年総務部会で部会長を務めていただいた井上部会長にお話を伺いたいのですが、ご意見お願いできますでしょうか。

○井上委員

最初の口頭の陳述の機会ですが、一方当事者の話だけを聞いて、それも書面に書いてあることを繰り返されるので、どれほど意味があるのか、たしかに昨年やって感じたところです。それをするなら、周到に事前にどこが争点かを絞って、説明ではなく、集中的に質疑・応答の時間をとる方が効率的な審理になるように感じています。その上で、争点整理の必要は、海道先生がおっしゃったように、やる方が効率的だと思いますので、手続きの中のどこかで時間をとて、事務方に手数をかけるが、審理の効率化のために必要かと思います。全体として、行政の救済はスピーディーになされないといけないですが、長ければ半年くらいかかるので、それ自体請求人に不利に働くことになるので、手続きの効率化というのは、いろんな場面で考えていったほうがよいと思います。

○榎原会長

ありがとうございます。実際に経験されているところで、ご意見ありがとうございます。他の先生もご意見をお願いします。

○野村委員

私も永井先生と同じ税務部会ですので、実際に担当者が口頭で説明した場に立ち会ったことはありません。基本的に税務部会は、性質上、書面で情報の整理がつくので、客観的な事実をもとに行っていることが多いので、補足説明が必要な場面はありますが、口頭で最初に説明してもらうと時間がかかると思います。仮に口頭で説明してもらうにしても、最初の時点では説明してもらうよりも、こちらの方で、確認事項を洗い出して、端的に必要な部分だけ、担当者に次の部会などで説明してもらう方が効率的だ

と皆さんの意見をお聞きして思いました。

○榊原会長

野村委員ありがとうございました。他の委員の方もご意見お願いします。

○吉岡委員

私も税務部会なので、総務部会とは話が違うかもしれません、税務部会は、先ほどまでで出てきたとおり、ほぼ書面で審査が進むのですが、以前の案件でも、こういった資料を出してほしいという時に、そういう資料があるかどうかわからぬので、そういう時に、次回こういうものを出してくださいといつて次週行ってみると、資料がありませんということが多々あつたりするので、そういう時は、書面だけではなく、それだと審査が遅くなるので、スピーディーさを求めていくのであれば、処分庁とか該当の方を呼んで事情を聞くと、こういうものがありますということで、処分の経過も聞けるので、現場に来ていただくのはメリットがあると思います。主張の説明については、時間が無駄だと感じるところです。

○榊原会長

吉岡委員ありがとうございます。出してほしい資料があるかどうか、また、資料の名前もわからぬということであれば、来てもらって聞くしかないです。総務部会と税務部会で違うなと聞いて思いましたのは、総務部会では言った言わないということや資料をもらったもらわないといった話があるので、生活保護でも、ケースワーカーとどういう会話があったのかを聞く必要があり、書面だけだと何を聞いてよいかもわからぬ場合がありますので、時間を効率的に使うには、事案に入る前というより、もう少し進んでからの方がいいような気がします。総務部会の先生方も他にご意見がございますか。

○畠田委員

僕も、審査会最初入ったとき、処分庁の説明について当たり前かと思いましたが、弁護士会の研修なんかでの発表報告を聞いたところでは、東京ではまったくやっておらず、神奈川でもほとんど例外的にしかやっていないとのことです。そうすると、先ほど、平松委員がおっしゃられたようにアンフェアだということもあるし、初っ端に聞いても、意味がない場合もあると思います。総務部会の方としては、聞く必要はあるが、書面からどういうところが争点で、どういう質問をするのかを委員間で練って、それから呼ぶというやり方がよいと考えました。

○榊原会長

ありがとうございます。他の委員の方もご意見ございませんでしょうか。

○海道委員

やっぱり、総務部会と税務部会では性質がかなり違うというのは事実だと思います。私が聞きたいと思うところは、裁量を行使しているような場合、具体的にどういったことを考慮したのかとか、総務第2部会でも少し問題になったが、裁量基準がある場合にそれをどう運用しているのかとか、機械的に

肅々とやっているのか、違う取扱いがあるのかとか、聞いてみないと書面からだけではわからないところがあります。また、過去の運用実態についても聞いてみたいのです。裁量のある部分に関して書面だけでは難しいです。とはいえ、行政側だけの意見を聞くのはアンフェアですので、畠田先生がおっしゃられたように、一端書面なりの形で出てきたものを争点整理という形で審査会の中で聞きたいことを整理してヒアリングをする形はありかと思います。

○榎原会長

ありがとうございます。当たり前のようにこんなものかと思っていた制度についても、皆様の意見を聞きながら、改善なり修正なりしていけたらと思います。他に税務部会の先生方も総務部会の先生方もなんでも構いませんので、ご意見ございますか。

○井上委員

全体と関係するかもしれないが、審理員の審理において、実質的な審理をしてもらうようにした方がよいと思います。あがってきた審理員の意見書を見ると、処分庁の意見と変わらず、何を審査したのかなと思うことがあります。文章も処分庁の主張そのままですし、そういう性質のものかもしれないが、昨年の経験から改善する余地があると感じた次第です。

○榎原会長

ありがとうございます。なかなか厳しいご意見ですけど、たしかにそれは、どういうふうに改善を求めていけばよいのでしょうか。

○平松委員

審理員に弁護士を採用することがひとつ効果的かと思います。大阪市の場合も、候補者には何人か選任されていると伺っているのですが、実際に、その審理員が意見書を書いてくることが税務部会では見たことがないので、大阪市内で審理員の選定の際、弁護士を選任するかどうか何か基準とかあるのでしょうか。大阪市の方ご存じであれば教えてください。

○伊藤係員

大阪市の審理員制度につきましては、審査庁に所属する職員が担当しております、非常勤審理員という制度がかつてはございました。その際には、弁護士会より推薦いただいている3名の弁護士の方が候補として位置づけられていましたが、現在は非常勤審理員の制度が廃止されており、大阪市の審理員の制度としては、行政職員のみです。

○平松委員

廃止されたというのは、いつ頃廃止されたのでしょうか。また、その理由はご存じでしょうか。

○伊藤係員

廃止されたのは、昨年度の4月からで、新法施行された際から非常勤審理員として弁護士を候補者に

選任していたが、原則として行政職員が審理員を務めるが、例えば、事件の性質上争点が複雑な場合や、新しくできた法律や新しくできた条例に基づく処分で、これまでの判断の積み重ねや先例や裁判例等がない事件等、判断の難易度が高い事件については、弁護士の能力を活用してもらうという趣旨から非常勤審理員を活用する制度としていたが、実質上多くの事件の中で、活用している事件が少なかったのが事実であり、当時、維持する必要性がないと判断したことから、廃止した次第です。

○海道委員

私は、尼崎市でも行政不服審査会委員をやっていますが、そちらは、結構、弁護士が多いというイメージです。なので、審理員意見書がしっかりといると、審査庁意見書もそれと同じになることが多いので、争点整理もしっかりとされているとの印象を受けます。実際、よくやられていると思います。あと、神戸市も弁護士を審理員に導入していたと思います。しかし、意見書が出るまで時間がかかるとの話を聞いたこともあります。そこは、担当する弁護士の方の業務次第という面もあるかもしれないが、迅速な救済という点からはデメリットであると思います。私の経験上、こういう例もあるとのお話です。

○榊原会長

非常勤審理員制度を廃止された理由はおっしゃっていましたか。今後、大阪市において、弁護士の採用は難しいということですか。

○伊藤係員

横浜市等では、弁護士が6名ほど常勤で業務を行っており、数多あるすべての事件で、弁護士にやつてもらっているという自治体もあります。大阪市では、非常勤という制度でやっていましたので、原則として職員での対応が可能であると考える所属が多かったです。これから新しい制度に係る請求等が出てきたときにいかに対応していくか考えていかなければならぬと思います。廃止の理由としては、非常勤審理員の利用が必要な請求が少なかったので、その必要性について検討したということです。

○榊原会長

今回、総務部会では、テーマ2についての事例が毎回あるので、事務局の方で整理していただいて、どういうふうにしていくか詰めていく必要があると考えます。先ほどご意見出たように、呼ぶタイミングについては、一番効果的なタイミングでお呼びするのがよいと思います。そのためには、我々の方でまず争点整理をし直して、聞くべき内容を整理することが必要と考えます。総務部会については特にそうです。それは、あまりゆっくりではなく早いうちに検討した方がよいと思いました。他に、先生方、テーマ以外のことでもよいので、運営についてのご意見等いただけたらと思います。いかがですか。

○榊原会長

今日の議論については、事務局で整理の上、部会に落とし込んで話を続けていくというスタイルになるのですかね。

○伊藤係員

先ほど会長にもおっしゃっていただいたように、本日結論を出すということではないですが、本日いろいろなご意見やアイデアをいただいているので、これらを整理の上、その資料をもとにして4部会の委員にご提供のうえ、いろいろお聞きしたりとか、やり方を税務部会の事務局とも相談の上決めていきたいと考えていますので、まとめた段階で相談させていただきたいと思います。

○榎原会長

ありがとうございます。テーマ1、テーマ2について、あるいは、それ以外について、ご意見最後にございませんか。

○畠田委員

先ほどの弁護士の審理員の話ですが、大阪市の非常勤の審理員はどういう形での採用だったのですか。

○伊藤係員

制度導入時に弁護士会と相談させていただいて、弁護士会に3名の推薦をいただいて採用しました。

○畠田委員

任用形態としては委嘱という形ですか。

○伊藤係員

そうです。常勤ではなく、非常勤としての任用です。

○畠田委員

今いろんな自治体で弁護士資格者の審理員募集をやっていますが、調べたところ、会計年度任用職員になっているということです。

○榎原会長

ありがとうございます。他に先生方いかがでしょうか。

○北川委員

後追いの意見になり恐縮ですが、テーマ1については、行政不服審査の制度趣旨からすると、実質的には審査請求人の審査請求の中身を一から考えていかないといけないと思いますが、だとしても、審理員の判断を経ているということからすると、手続きの二度手間、三度手間ということは避けて、効率化を図る必要はあると思います。テーマ2については、総務部会だと、日常的に行政庁の意見をお聞きするということが行われていますが、それが終わったあとで、あれを聞いておけばよかったですと気が付くことが多いです。それは、やはり、行政庁の方をお呼びするタイミングが早すぎるということがあると思いますので、事前の争点整理なし審査会としてお尋ねすることを整理のうえで、行政庁の方をお呼びするといった仕組みを作っていくことも大事だと思います。

○榎原委員

総務部会の他の先生方も、今のテーマについてご意見ございませんでしょうか。

○海道委員

私も、制度の仕組みも含めて聞きたいということはあります。私もあるのが当然だと思っていましたが、尼崎市の行政不服審査会ではそのような仕組みはなく、聞きたい時に聞けず、個別の制度となると、いろんな案件に対応するためには、まずは概要について説明していただくのがよいですが、ただ、その部分については、書面で足りると思います。よって、そういったものを書面で出していただいて、審査会で争点整理の上、質問したい事項をまとめて、その後に対面で伺う仕組みづくりをしていったほうがよいと思いました。

○榎原委員

総務部会の先生だけでなく、税務部会の先生もご意見お持ちの方ございませんでしょうか。

○榎原会長

ございませんようでしたら、これが最後というわけでもありませんので、また、運用しながらお気付きの点がございましたら、せっかくの機会ですので、意見交換できる機会があればと思います。ありがとうございました。

○榎原会長

それでは、これをもちまして、令和3年度 第1回 大阪市行政不服審査会を閉会させていただきます。皆様お疲れ様でした。

6 会議資料

資料1 出席者名簿

資料2 大阪市行政不服審査会の体制案

資料3 大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数

資料4 大阪市行政不服審査会における認容答申の概要

資料5 意見交換課題